

クリエイターへの適切な 対価還元について

2015.2.13

一般社団法人 日本映画製作者連盟
一般社団法人 日本動画協会
一般社団法人 日本映像ソフト協会

私的録画の現状と課題

著作物の私的録画は主に放送からの録画である。
そして、現在でも毎日大量の録画行為が行われている。
ところが、現状では私的録画補償金制度が機能していない。

「ダビング10」の導入経緯

現在デジタル放送で運用されている「ダビング10」の導入に際しても、総務省「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」において「ダビング10」の導入は、クリエイターへの適切な対価還元を伴うものであると明示されており、当然に「ダビング10」の範囲内の録画であっても対価還元の対象となる。

私的録画補償金制度の現状と課題

現状の政令はアナログ放送を前提としたものであるという判決が確定し、その後新たな政令指定が行われていない。

デジタル放送からの録画についても著作権法30条2項による補償金対象となるべきはずなのに、政令が対応していないために制度が機能していない。

この状況を改善するためにも、デジタル放送時代に即した政令が速やかに制定されるべきである。

政令指定されるべき対象機器

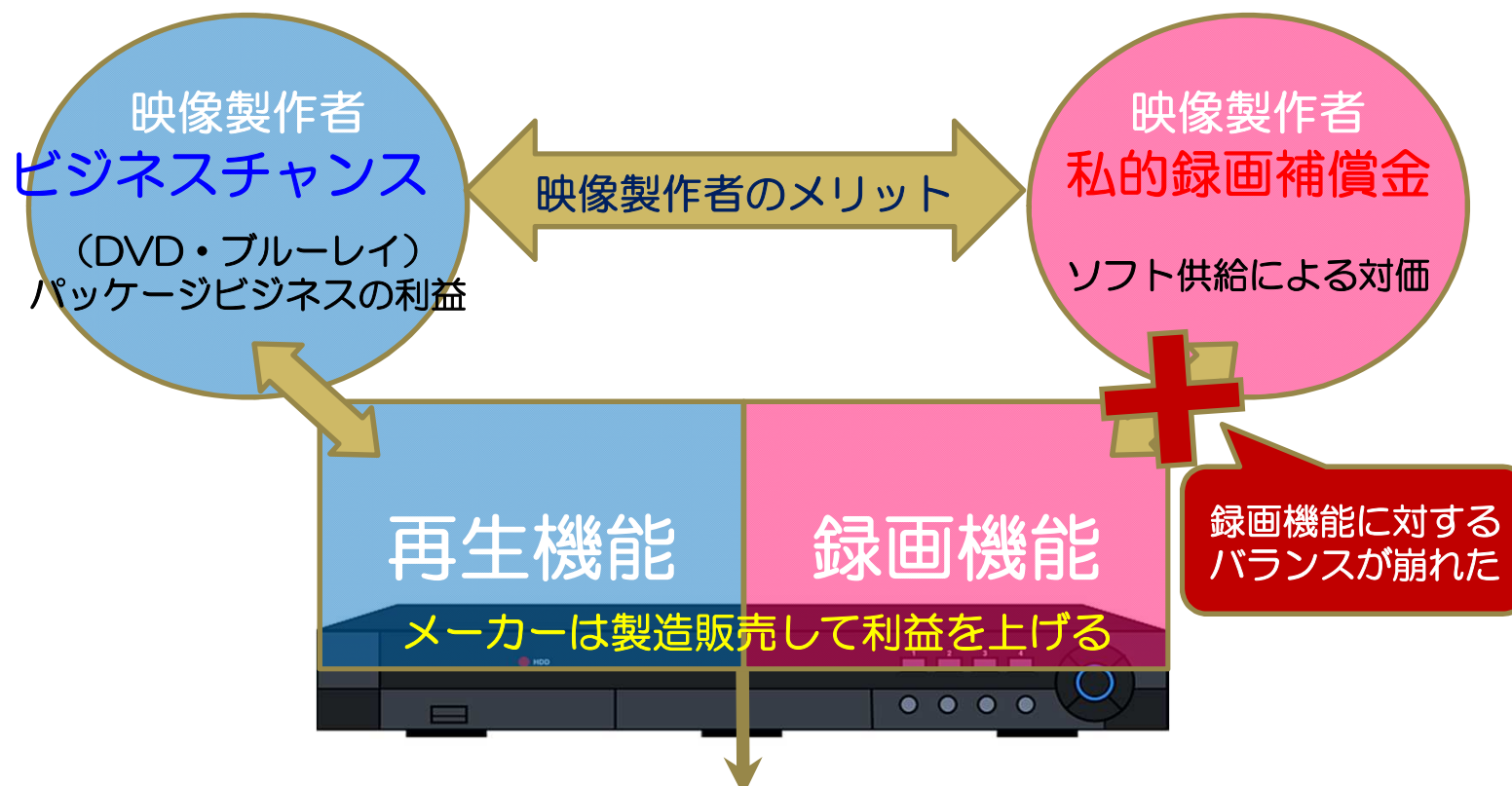
テレビ録画可能なハードディスク録画機、外付けハードディスク、テレビチューナー付きPCなどは、政令により補償金対象として早急に指定されるべきである。

補償金対象



私的録画補償金制度を機能させることによって、権利者、機器製造メーカー、ユーザーの利益バランスを回復させる必要がある。

ハードとソフトは“両輪”である



消費者は再生録画機器を購入して利便性を享受する